

令和 7 年 9 月 25 日
101 会議室

令和 7 年第 18 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和7年第18回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年9月25日(木)

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時30分

休憩① 無

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 飯田芳男

教育委員 岡村幸保 伊藤憲春

小柳郁美 堀切菜摘

署名委員 岡村幸保

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 斎藤真志 教育総務課長 臼井隆行

学務課長 澤田克己 指導課長 寺田良太

統括指導主事 石井和成 統括指導主事 野津公輝

教育支援課長 高橋周 学校給食課長 近藤忠良

生涯学習推進センター長 鈴木峰宏 図書館長 黒島秀和

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 和田健治 斎藤綾乃

案 件

1 議案

- (1) 議案第37号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 立川市立第三小学校の事件を踏まえた不審者対策について
- (2) 小学校水泳授業における民間等屋内プールの活用について
- (3) 令和7年度実施 就学相談利用者アンケートの結果について
- (4) 八ヶ岳山荘のあり方の検討開始について
- (5) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延長について

3 その他

令和7年第18回立川市教育委員会定例会議事日程

令和7年9月25日

101会議室

1 議案

- (1) 議案第37号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 立川市立第三小学校の事件を踏まえた不審者対策について
- (2) 小学校水泳授業における民間等屋内プールの活用について
- (3) 令和7年度実施 就学相談利用者アンケートの結果について
- (4) 八ヶ岳山荘のあり方の検討開始について
- (5) 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延長について

3 その他

午後1時30分

◎開会の辞

○飯田教育長 ただいまから、令和7年第18回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に岡村委員、お願ひいたします。

○岡村委員 分かりました。

○飯田教育長 よろしくお願ひいたします。

本日は、議案1件、報告5件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。斎藤教育部長、お願ひいたします。

○斎藤教育部長 本日第18回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、石井統括指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第37号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

○飯田教育長 それでは、1議案(1)議案第37号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

澤田学務課長、説明をお願いいたします。

○澤田学務課長 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

自治体システム標準化への移行に伴う、システムから出力される様式類等を改正するものでございます。また併せて、項文中の文言を整理し修正をいたしました。

資料の2、3ページが改正前後の対照表で、4ページから8ページの後半までが就学援助規則で、下線の部分が修正したところでございます。9ページ以降は様式ということで、こちらも修正いたしました箇所を下線で表示しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

堀切委員。

○堀切委員 お尋ねしたいのですけれども、「兄弟姉妹がいる場合は、世帯につき1枚を提出」とあるので、兄弟姉妹がいれば申請書の提出は1枚でいいということですか。学校の文書つて、通学路に関する書類などは兄弟姉妹分1枚ずつ提出しないといけないのですが、1世帯につき1枚でいい書類と兄弟姉妹それぞれに出さなければいけない書類って何か意味が違うのかということを聞きたいです。

○飯田教育長 学校の場合は、緊急連絡先などは各担任が持っていないといけないから、児童1人につき1枚出してもらうということはあるかもしれません。就学援助費に係る書類はど

うなのか、といったご質問でよろしいですか、堀切委員。

○堀切委員 はい。申請書も世帯につき1枚でいいものと、学校関係のものは兄弟別々に通学路を何枚も書いたりするのですが、各担任が必要とのことで今理解しました。

○飯田教育長 今回の書類はいわゆる家庭数ということでおよろしいですか、澤田学務課長。

○澤田学務課長 判定する際、世帯の収入などが関係するので、そういう意味で就学援助の支給申請書については世帯で1枚出していただくということになっております。

○飯田教育長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」との声あり]

○飯田教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(1)議案第37号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○飯田教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(1)議案第37号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市立第三小学校の事件を踏まえた不審者対策について

○飯田教育長 続きまして、2報告(1)立川市立第三小学校の事件を踏まえた不審者対策について、に入ります。

寺田指導課長、説明をお願いいたします。

○寺田指導課長 9月12日の市議会文教委員会で報告した内容となります。

今回は、5月8日以降の取組状況や本事件から判明した課題等への対応策について報告いたします。

まず、事件発生後の対応状況につきましては、第三小学校においては、来校者管理の徹底等不審者侵入の未然防止に向けた取組の強化のほか、防犯グッズ（催涙スプレー）の配備なども行っております。現在も本事件に関する影響が継続中であることから、通用門への電子錠とモニター付のインターホンの設置により、安全対策を強化いたしました。

市内小中学校におきましても、不法侵入の未然防止に向けた取組の徹底や「安全確保簡易チェックリスト」を活用した定期点検による安全対策の確認を指示しております。

本事件から判明した課題等への対策につきましては、3点ございます。

1点目、学校での不審者対応への備えの再構築についてです。各学校で購入している防犯用具を調査し、学校長からの意見を取りまとめ、警察が到着するまでの不審者の移動を阻止し、児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、捕縛機能付きのさすまたを各学校2本追加配備する予定です。

2点目、学校に関連する様々なトラブルの深刻化の未然防止についてです。学校におけるトラブル対応の中で指導課に相談があった場合や、困難事案に発展することが予見された場

合には、積極的にスクールロイヤーを活用しながら、早期の段階で指導主事も介入してまいります。また、本年5月に実施しました心理調査の結果報告が各学校に送られておりますので、児童・生徒の潜在的な心理状況を分析し、個別の対応や学級生活の安定を図るよう指導してまいります。

3点目、市長部局や関係機関と連携した緊急事案に対する円滑な対応についてです。事件当日、マスコミ報道が先行するとともに、報道関係者等による児童、保護者への取材による心理的な負担や、地域住民にも不安を与えてしまったことなどを踏まえ、立川市危機事態初動対応マニュアルを踏まえた学校関連事案対応のフローチャートを作成しました。教育委員会事務局内の訓練や活用のシミュレーションについても検討してまいります。

報告は以上です。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。

2ページ目の2.本事件から判明した課題等への対策についての（2）学校に関連する様々なトラブルの深刻化の未然防止の4つ目に、「Q-Uにより児童・生徒の学級生活意欲や学級満足度を把握し、悩みや困りごとに早期に対応」とあるのですけれども、このQ-Uというものはどのぐらいの頻度で行っているのか、既に取り組んでいるのか、これから行うのか、お伺いしたいです。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 Q-Uにつきましては、年2回実施します。5月の調査で1回、その報告が7月に学校に挙がっております。2回目は11月を予定しております。

対象は、小学校3年生から中学校3年生までの児童・生徒になります。

以上です。

○飯田教育長 小柳委員。

○小柳委員 ありがとうございます。小学校1、2年生は対象ではないということですが、今回の問題は、確かに課題として不審者に対して防犯で備える、さすまたや門を強くするということも大事かなと思うのですけれども、一番大事なことは（2）で、個人的には、全部は難しいと思うのですけれども、子どもがトラブルを抱えたときに見守っている先生や支援員がいて、学校で解決できること、うちに持ち帰らないこと、そういうハード面ではなくて子どもたちの行動を見守る、気持ちを見守るみたいなことのほうが大事かなと思います。とはいえ、門を強くするとか、インターホンをつけるとか、さすまたを準備するというハード面も、それはそれで本当に大事なのですけれども、子どもたちを見守るための対策を強化することが一番大事かなと思います。

以上です。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 子どもの様子につきましては、やはり教職員が一丸となって、日々、子どもを観察することがやはり大事だろうと思います。なかなか一朝一夕でその見取りの力が上がるものではないですけれども、教職員同士で情報を共有することで、なかなか見取れなかつた部分を別の視点で、子どもの不安であるとか、逆に頑張り具合であるとか、子どもたち励ますきっかけになる情報というのは上がってくるかと思いますので、そういったところは各学校で徹底するように指示しているところです。

以上です。

○飯田教育長 ほかにございますか。

堀切委員。

○堀切委員 ご説明ありがとうございました。

私は、2ページ目の2.本事件から判明した課題等への対策についての（1）学校での不審者対応への備えの再構築のところで質問です。さすまたは護身術の教室で私も習って、使ったことはないですけれども、相手が複数だった場合はあまり効果的ではないとしか聞いたのですが、今回さすまたを持っていった方は相手が複数だと知らずに持っていたということでしょうか。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 最初に教室に行ったときには何人いるかというのは分からぬ状況です。副校长が状況を把握しに、教室に行く前にさすまたを取りにいっているので、人数が分かる前にまず1本のさすまたを準備しているところです。

以上です。

○飯田教育長 堀切委員。

○堀切委員 ありがとうございます。

今まで複数人での不法侵入ということを恐らく想定していなかったと思うのです。相手が複数だった場合に、学校の先生はさすまたを、捕まえるという目的であって、傷つけるためや、武器としては持っていないと思うので、そうなると相手に武器を与えることになりかねないので、その部分はもう少しマニュアル等で、相手が複数だった場合とそうではない場合というところは気をつけなければいけないことなのかなと思いました。

次に（2）学校に関連する様々なトラブルの深刻化の未然防止ですけれども、私も小柳委員と同様、不審者対策も大事だけれども、それ以前にお母様が男性を呼び出さなければ起らなかつたわけです。お母様が1人で面談に行って、何らかの形で納得がいかなかつたのか分からぬですけれども、女性としては、そこで男性を呼び出すということは、何らかの抗議の意図を私は個人的には感じてしまいます。なので、不審者の侵入に至る前、母親への学校の対応について、もし何か新たに判明した課題等があれば教えていただきたいです。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 少し一般論的なところにもなってしまうかと思うのですけれども、やはり今回の保護者からの相談が2回目というところで、2回目であったにもかかわらず担任が対応

していたというところは、管理職としても、複数で状況をしっかりと聞き取って、丁寧に対応していくべきだったのではないかと申しておりました。

指導課としても、常にトラブルに関しては、組織的な複数での対応というところは学校に指示しているところですので、より丁寧な保護者対応、聞き取り等を実施する必要はあるかなと思っております。

○飯田教育長 堀切委員。

○堀切委員 ありがとうございます。

2回目でとなると、私は母親ですが、やはり父親を連れていかないと相手が本気で対応してくれないかもというようなことはあって、教育委員会定例会の出席管理職の皆さまは母親ではないので分からぬと思うのですけれども、母親が1人で行ったときと父親を連れていったときって、学校に限らず、どこでもやっぱり対応は違います。女性が1人で行くのと男性を伴ってそこに行くのとでは、重く受け止めてもらえるかどうかが全然違うのです。

なので、やはり2回目だったのなら、先生が忙しいことは重々承知していますが、1回では話が上手く収まらなかったということで、もう少しお母様の納得がいくように、最後まで同席しないにしても、声をかけていただくなとか何か必要だったかなというふうには思いました。

(3) 市長部局や関係機関と連携した緊急事案に対する円滑な対応も、ぜひ何らかの、市長も前向きにと、第2回の総合教育会議でおっしゃっていましたけれども、何らかの窓口をつくっていくということが、これから大事かなと思っております。

デジタルネイティブの世代の保護者が増えてきまして、保育園とか学校に相談に行く前に、SNSに相談するのです。例えば、びっくりしてしまうのですが、子どものカバンの中に仕込んだボイスレコーダーのデータをSNSに出してしまうとか、保護者が保育園とか学校とかそういうところは、声をあげても握りつぶされてしまうのだろう、あまり重たく考えてくれないだろうということでそういう行動を取っている保護者もいますし、私も気持ちは分からぬでもないです。

それから、今回は学校内に入ってきたので逆によかったと言える部分ですが、例えば、校門の外で子どもを待ち伏せして、子どもに何か危害を加えるということも十分考えられたことだと思うので、やはり門を強化するところではないところに問題の本質があるので、そこも引き続き時間がかかると思うのですが、ぜひお願いしたいと思います。

もう1ついですか。ほかの自治体の教育委員会で、私が「立川市の教育委員です。」と言うと、「あれ本当はどんな事件ですか。」と質問されることが多いです。もちろん詳しいことはあまりお話をできないのですが、この事件からほかの教育委員会や学校現場は何を学んだらいいでしょうかというようなことをよく聞かれます。もし何かそれに関して、ご意見があれば伺いたいです。

○飯田教育長 寺田指導課長、お願いします。

○寺田指導課長 かなり大きな話になってしまふので、全てが答えではないということを先に

申しておきながら、今、マスコミやニュースで報道されている、学校、子どもに関連する事件、事故等が、様々あると思うのですけれども、それらを対岸の火事だと思わないことは大きいかなと思いました。

本市で起こったときにどうすればいいのかというのは、常々教育委員会として考えていかなくてはいけないと思っています。また一般的なところではありますけれども、安全管理体制のようなマニュアル等を作成しておりますけれども、本当にそのマニュアルが機能するのかどうかというのは常に見直しが必要であるということ、子ども自身が、危機感知の力をつけ、自分の身を守っていく安全指導ということも、学校教育の中でも大事な指導の1つかなと実感したところです。

以上です。

○飯田教育長 堀切委員。

○堀切委員 ありがとうございます。

そのとおりだなと思うと同時に、子ども自身に力をつけてほしいというのは、やはり少し大人が要求し過ぎだと思っています。もっと安全な環境をつくることとか、不安定な社会にしているのは大人なので、やはりそこの部分を見ていかないと、全部子どもに自分の身を守り、不安定な社会を生き抜いていけというのは厳しくて、こういう場所で大人たちが考えなければいけないことかなというふうに、感想ですが思いました。以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

岡村委員。

○岡村委員 説明ありがとうございます。

この前、ちょうど私が三小の担当地区なので、道徳授業地区公開講座に行ってきました。どんな状況かと、校長先生とお話しさせてもらったのですけれども、一番大変なのはトラブルがあった子どもですね。まだまだ厳しい状況であるということで、本当に大変なことだとということを改めて感じました。感想です。

それからもう1つ、三小の先生たちは情報があるため、今後に生かせる対応や指導を考えていると思うのですが、市内の他の学校の先生たちにも、指導課から校長を通して、こういうことになってしまったら、どうしたらいいということを伝え、ぜひ、先生方の不安を徹底的に解消して、業務に取り組んでもらえるようにしてもらいたいなということはあります。

また、寺田指導課長が一般論でということで、堀切委員の質問に回答していましたが、全くそのとおりだと思います。私が教員だった頃も結構中学校で暴力があつたり、保護者対応が大変だった時代もありましたが、常に初めから、場合によっては1人でもいいと思いますけれども、少しでも懸念があるときは複数で対応して、管理職の先生も忙しいでしょうけれども、入る入らないで全然違うということもあるので、そういう対応の周知をぜひよろしくお願いしたいと思います。

本日、購入したさすまたを持ってきていただいたので、実際どのように使うものなのかという実演を、お願ひしたいです。

○飯田教育長 寺田指導課長、石井統括指導主事、使い方のイメージのため、実物を使って見せていただけますか。

○寺田指導課長 かしこまりました。

○飯田教育長 実演、ありがとうございました。

ほか、質疑はございますか。

[「ありません」との声あり]

○飯田教育長 では、ないようござります。これで2報告（1）立川市立第三小学校の事件を踏まえた不審者対策について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

（2）小学校水泳授業における民間等屋内プールの活用について

○飯田教育長 続きまして、2報告（2）小学校水泳授業における民間等屋内プールの活用について、に入ります。

寺田指導課長、説明をお願いいたします。

○寺田指導課長 こちらも9月12日の市議会文教委員会で報告した内容となります。

水泳の民間等屋内プールの活用については、令和5年度から試行的に開始しました。その後、本格実施に向けて対象校を拡大しており、令和7年度は3か所の施設を活用し6校が実施しております。令和8年度につきましては、新たに第一小学校、第五小学校、幸小学校の3校を加えた9校で、民間等屋内プール施設での水泳授業を実施することを予定しており、実施校と調整を進めております。

本事業に係る委託料につきましては、補正予算案でお願いしています。また、令和9年度以降につきましても、順次実施校を拡大し、通年で水泳授業を実施することにより、市内全19小学校の民間等屋内プールの活用を検討してまいります。

あわせて、民間事業者のプール施設のみを活用することによるリスクを低減するため、令和9年度以降につきましては、柴崎体育館及び泉体育館のプール施設を活用することも選択肢に加え、調整を進めたいと考えております。

このほか、令和7年7月28日に民間スポーツ施設で発生したプール事故に関連した対応になりますけれども、本市でも同一の運営事業者の施設を利用していることから、改めて安全対策の徹底を求めてまいりました。また、民間等屋内プールに限らず、水泳授業における教諭などによる監視の徹底を指示してきました。

報告は以上です。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございました。

質問が3つあります。まず1つ目は民間プールですと、必ずしも夏に水泳授業を行わなく

ても構わないということがありますけれども、そういうような形で、ある程度試していくような予定があるのかお伺いしたいです。

2つ目は、2ページの（5）評価の③移動・着替えについての項目2つ目、「着替えでは、落とし物が多く発生してしまった。」とありますが、確かにどうしても子どもたちは、違うところへ行って着替えたりすると、持っていたものを置いてきてしまったり等、いろいろあると思いますけれども、その辺の対策は、何か決まった袋に入れて持っていく等何かしているようなことがあるのかということです。

3つ目は、柴崎体育館や泉体育館も、令和9年度から活用できるようにしていくということですが、そうすると今度は、指導員とかそういう方々の配置についてなど、何か対策はあるのかどうか、教えていただければと思います。

○飯田教育長 寺田指導課長、お願いします。

○寺田指導課長 まず1つ目、年間を通してということですけれども、令和7年度におきましても、10月から11月には六小、西砂小が実施する予定でおりまして、第二小学校におきましては12月から1月末まで、要は3学期、冬場も含めて実施する予定でございます。年間を通して各校の授業を調整する中で、19校全校で実施できるようになると考えているところです。

2つ目の落とし物に関しては、どこの水泳指導でも、学校の水泳授業であっても、更衣室に落とし物がある等の課題は生じているところです。同一の袋になってしまふとまたそれはそれで混乱してしまうので、着替え終わった後に、教員も含めてしっかりと落とし物の確認をするという徹底をするほかないかなと考えているところです。

3つ目の市営の施設のプールを活用した場合の指導員につきましては、指定管理者との調整になりますが、今現在も、泉体育館では水泳指導を子どもたちに実施していますので、そういうノウハウを持っていまして、今後しっかりと打合せをしていかなければと考えております。まだ決定してはいないため、今後そういったところも含めて検討してまいります。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

堀切委員。

○堀切委員 質問です。特別支援学級のお子さんもプールの授業は民間等屋内プール施設で受けることができるのでしょうか。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 はい。通常の学級とは別の日程で、特別支援学級の日程として委託して、実施しております。

以上です。

○飯田教育長 堀切委員。

○堀切委員 安全管理は本当に大変だと思いますが、教育的にはとてもいいことなので、ありがとうございます。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

小柳委員。

○小柳委員 私の子どもは、まだ屋内プールでの水泳授業ではないのですけれども、屋内プールを使っている学校の子どもたちが、すごく水泳が楽しいと言っていたので、お伝えしておこうと思います。

1つだけ聞きたいのですけれども、（6）令和6年度の実施後アンケートでの課題についての対応の2つ目で、指導後に事業者と直接話すことができない、実施までに打ち合せを行うということなのですが、可能なのでしょうか、可能であれば学校でやるのか、プールでやるのか、どういったことで調整ができるのかというのをお伺いしたいです。

○飯田教育長 寺田指導課長。

○寺田指導課長 まず、1回目のプール授業が開始する前に、学校と施設の担当で十分に打ち合せをする期間を設定しております。そこで授業計画や安全面の配慮を確認した上で、インストラクターが何をするのか、教員たちが安全管理と指導の立ち位置でいくのかということを確認し、実施しております。

ただ、毎回の授業における打ち合せとなりますと、やはりそれほど時間を確保することができないので、授業を開始する前の数分間を使って、今日行う内容の確認や、その場にいる人数をみて、インストラクター、指導員の立ち位置を確認する、安全配慮の確認をするという感じになります。終わった時点でも、子どもたちが着替えている間や移動している時間は、少し時間が取れるため、そこで振り返りをする、学校に戻ってからも電話やメール等で連絡ができますので、随時確認はできる状況ではあります。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長 では、ないようござります。これで2報告（2）小学校水泳授業における民間等屋内プールの活用について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

（3）令和7年度実施 就学相談利用者アンケートの結果について

○飯田教育長 続きまして、2報告（3）令和7年度実施就学相談利用者アンケートの結果について、に入ります。

高橋教育支援課長、説明をお願いいたします。

○高橋教育支援課長 それでは、令和7年度実施就学相談利用者アンケートの結果について、ご報告いたします。

就学相談の充実に向けて、毎年行っているアンケート結果がまとめましたので、ご報告いたします。

令和7年度実施のアンケート調査につきましては、令和6年度の同アンケートから対象世

帶や実施方法、質問項目等について見直しを図っております。まず、アンケートの対象世帯ですが、今回からは途中で相談を中止した27世帯、市外に転出をした3世帯を含めてアンケートを実施しております。

続きまして、実施方法につきましては、これまでの郵送での依頼からショートメッセージサービスを活用した方法に変更いたしました。また、質問項目につきましては、新たな質問といったところではなくて、質問の聞き方の見直しや選択肢の見直しを行っております。就学相談を知ったきっかけ、就学相談で相談したこと、特別支援学級等の見学・体験、相談員について、就学先の検討について、就学支援シートなどについて伺っており、設問ごとに回答の状況を取りまとめております。

また、保護者の率直な意見を把握するために、各項目でよかったですや改善を求める点につきましては、選択式ではなくて自由記述といたしました。

今後は、アンケートでいただきましたご意見等を参考に、就学相談の充実に努めるとともに、市ホームページでアンケート結果を公表し、これから就学相談の申込みを検討している保護者などに対する参考資料として周知してまいります。

説明は以上です。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員。

○小柳委員 Q 5について、「見学・体験に参加した」と「見学・体験に参加しなかった（できなかった）」という回答のできなかつたほうの選択肢についてお伺いしたいです。この選択肢ですと、皆さん10人ともできなかつたのか、しなかつたのか、分からぬいため、ここはできなかつたのかしなかつたのか、分けたほうがいいのかなと思うのですが、内訳が分かれれば教えてください。

○飯田教育長 高橋教育支援課長。

○高橋教育支援課長 この、しなかつたとできなかつたの内訳でございますが、Q 6に理由という質問を設けておりまして、恐らく時間の都合がつかなかつたのが3名、期限に間に合わなかつたという方が1名ですので、この4名についてはできなかつたというふうに捉えております。

その他は6名の記載がございまして、内容を見ますと「ひとまず通常の学級にと決めていたから参加しなかつた」など、その他の回答の6件は全て2ページのQ 6[その他]に記載をしております。意見を見る限りでは、できなかつたというよりは、自らの意思で参加しなかつたというふうに読み取れる意見が多いかなと思っております。おおむね、できなかつた方が10名のうち4名、その他の意見としては6名といったところで判断をしているところでございます。

以上です。

○飯田教育長 小柳委員。

○小柳委員 理解しました。

また、5ページのQ18の就学先に引き継ぎされた情報の活用について、「わからない」という回答が結構多いなという印象なのですけれども、恐らく先生も忙しくて、保護者にまで報告ができないぐらい忙しいのかなと思いますが、保護者は学校で何が起こっているか分からぬという感じなのかなど、このデータを見て思いました。

もう1つ、Q19の自由記述の5つ目に書いてあるのですけれども、これは私も完全に同意で「今現在も困り事と共に進んでいる子が多くいると思います。当たり前のことのように必要な支援やサポートが皆さんへ行き渡ることができたら良いなと思います。」とあり、まさにそのとおりだと思います。例えばキラリに入れた子や支援学級に入れた子が卒業して、通常の35人学級に入る、そうすると、そこでは「じゃあ、自分でできるよね。」と言われてしまったり、心細い状況になってしまふのかなと思うので、全員の先生が特別支援について知識や理解があつてということであればいいのですけれども、かなり先生によってむらがあるのではないかなというのは、保護者として結構聞く話ではあるので、特別支援の知識を、先生方が当たり前に持つて、当たり前に子どもをサポートできる世界になつたらいいなと思います。先生も現状、本当に忙しいと思うので、すごく難しい話だと思います。ただ、今結構塾に行っている子も多かったりして、勉強は塾でいいんだという家庭もあったりするのかなと思うので、公教育って、助けてもらえないといふと、サポートがないと困ってしまう子どもたちのためにも必要なのかなと少し感じる部分があります、という意見です。

以上です。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

堀切委員。

○堀切委員 質問です。Q5の特別支援学級・学校の見学・体験というのは、施設の見学や体験授業を受けることはできるけれども、今通っている方々の授業を参観することはできないという理解でいいでしょうか。

○飯田教育長 高橋教育支援課長。

○高橋教育支援課長 学校によるところがあるかと思います。

例えば、自閉症・情緒障害特別支援学級では、やはりそれぞれの児童の特性から、不特定多数の大人の方が授業を見るということが難しいと判断する学校もございますし、在席している子どもたちの状況によって、適宜学校のほうで判断をしていただいていると思っています。

また、知的障害の特別支援学級であれば実際に行っている授業の中に、体験として子どもたちが参加できるようになっています。ただし、自閉症・情緒障害の特別支援学級だと、やはり知らない子どもが入ってくるとなかなか難しい面があるので、学校の授業が終わった後の放課後に体験の希望者だけが集まって模擬授業を行うような形で進めています。

以上になります。

○飯田教育長 ほか、よろしいですか。

堀切委員。

○堀切委員 どうもありがとうございました。

おそらくそういう理由で、私たちも自閉症・情緒障害の特別支援学級を見れないでいるのですけれども、特別支援の教育については先生方の知識とか捉え方にも差があると思うのですが、私たち教育委員も、通常学級に比べて情報が少なく、全く分からないので、勉強することはできるのですが、実際の様子を見ることができないので、例えば撮影した授業の様子ですか、何かもっと知りたいなということは本当に率直に思っています。全体に公開しなくとも、知りたい人が知ることができるような取組を考えていきたいと思います。

今、悪意を持って差別をするということはほぼなくなってきたていると思うのですけれども、悪意がない差別、そういうものはまだまだたくさんあるのだろうと思いますので、ぜひ中のことをもっと知るような仕組みを考えていきたいです。お願ひします。

以上です。

○飯田教育長 高橋教育支援課長。

○高橋教育支援課長 教育委員会として、方法を工夫する中で、学校と調整しながら実施できるかどうか、対応を検討してまいりたいと思っています。また、私自身も当然当別支援学級の視察に入っておりますので、方法や人数などを調整すれば可能なことかなと思います。またそういった様子、現場を教育委員の皆様にもご覧いただければと思います。

以上になります。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○飯田教育長 では、ないようでございます。これで2報告（3）令和7年度実施就学相談利用者アンケートの結果について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

（4）ハケ岳山荘のあり方の検討開始について

○飯田教育長 続きまして、2報告（4）ハケ岳山荘のあり方の検討開始について、に入ります。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長 ハケ岳山荘のあり方の検討開始について、ご報告いたします。

ハケ岳山荘のあり方につきましては、平成19年度の市長部局の経営改革プラン推進委員会において、大規模修繕を必要とする前に廃止を検討することが適切と判断されました。また、令和5年6月の総務委員会で、指定管理者制度の期間が令和8年度末で一旦終了することから、それを目安にハケ岳山荘の廃止を含めて今後のあり方についてもう一度議論し、正式に決定していきたいという考えを示しました。

そうした中、ハケ岳山荘施設の老朽化は進んでおり、平成31年度に実施した施設改修後においても、細かい修繕や工事が必要となる不具合が発生しており、重要設備の不具合の箇所

によっては営業が困難になることも危惧される状況にあります。

これらの現状を踏まえ、八ヶ岳山荘の今後のあり方について、2以下に記載の構成メンバーによる委員会を立ち上げ、検討していきたいと考えております。今後の検討の経過や結果については、教育委員会定例会にも報告していきたいと思います。

報告は以上です。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

検討されているということで、検討の結果は、またお知らせいただけると思いますが、現実問題として、今、例えばあまり利用されていないのか、いつもいっぱいなのかという、利用率というのが大体どれぐらいなのかということを教えていただければと思います。

○飯田教育長 鈴木生涯学習推進センター長、お願ひします。

○鈴木生涯学習推進センター長 今のご質問は、稼働率という捉え方でよろしいかと思います。令和6年度に関しましては、通常のいわゆる一般の方を供する利用という捉え方でいくと20%、また、林間学校、いわゆる八ヶ岳自然教室等を含めた利用等を含めると30%を超えていきます。ただ、夏場の7月、8月は夏休み期間ということもあり、9月も50%を超えており、8月はさらに高い稼働率になっています。

以上でございます。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○飯田教育長 では、ないようござります。これで2報告（4）八ヶ岳山荘のあり方の検討開始について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

（5）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延長について

○飯田教育長 続きまして、2報告（5）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延長について、に入ります。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○鈴木生涯学習推進センター長 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延長について、ご報告いたします。

令和5年度より複合施設としての整備を進めてまいりました。しかし、工事の進捗の遅れにより、本工事の工期である令和7年9月30日までの工事完成が困難であることが判明したため、工期を令和7年10月31日に変更するとともに、新施設の供用開始につきましては、関係各所と協議をし、日程を決定することといたします。

工期延長により、建替え工事（建築・解体、電気設備、機械設備、昇降機設備）、工事監理委託、展示制作委託につきましては工期変更を行います。準備等につきましては、初度調弁（什器備品・消耗品）の契約履行期日の変更、事務機能及び保管品等の引越しの日程の調整を行います。施設管理に係る各種委託業務等の契約開始時期については、施設内の各機能を所管する子ども家庭センター、市民協働課と調整の上、必要な対応を図ってまいります。

なお、工期の延長に伴う建て替え工事（建築・解体、電気設備）の請負変更契約工期変更につきましては、9月の市議会定例会でご審議していただくこととなっております。

また、工期延長につきましては、地域や周辺住民へのお知らせ、ホームページ、関連施設への掲示等で周知してまいります。利用団体につきましても、新施設の利用案内について丁寧に説明してまいります。

報告は以上でございます。

○飯田教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

質疑はございますか。

小柳委員。

○小柳委員 この前、砂川学習館の近くを通ったのですけれども、確かに9月30日までの工事完了は難しそうだなという印象を受けました。

1か月工期を遅らせるということですけれども、これよりももっと遅れそうな可能性はありそうなのでしょうか。ありそうであれば10月31日ではなく、11月30日などまで伸ばしたらだめなのでしょうかという質問です。

○飯田教育長 鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長 工期に関しましては、施工業者等の担当部局の施設課が担当しており、関係各所と協議の上、この日程間というのを進めさせていただきます。ご心配をいただくこともあるかと思うのですけれども、現時点では10月31日という数字は可能であるという判断で、進めさせていただきます。

また、建築が終わりましても、その後に初度の準備がございまして、例えば引っ越しや備品等の搬入などいろいろな準備がございますので、開館の時期はまだ明示はできないですが、なるべく早く開館できるようにしていきたいと思っています。

以上でございます。

○飯田教育長 ほか、ございますか。

[「ありません」との声あり]

○飯田教育長 ないようございます。

これで2報告（5）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延長について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はございますか。

[「ありません」との声あり]

○飯田教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○飯田教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回、第19回定例会は、令和7年10月9日、午後1時30分から208・209会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和7年度第18回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時30分

署名委員

.....

教 育 長